

国家の領域外管轄権

一 領域管轄権と領域外管轄権

国家が国際法上有する *compétence* について、*compétence extraterritoriale* という表現が用いられることがあるが、これは *compétence territoriale* に対して用いられるものである。この二つの表現の関係を考慮して、後者を領域管轄権とよぶのに対し、前者を領域外管轄権とよぶことにする。

多くの人が指摘しているように、国家間の法としての国際法の本質的機能は、国家の管轄権の及ぶ範囲を限定し、国家の行動に一定の枠を設けること⁽¹⁾によって、諸国の平和的な共存をはかることである。

この管轄権の及ぶ範囲は、第一に、そして基本的には、

桑原輝路

空間的に限定される。原則として、国家の管轄権は、国際法によってその限界が定められる一定の地理的範囲内——領域——に限定される。この範囲内においては、国家は他の国家を排除して管轄権を行使しようという意味で、排他的な管轄権を有する。そしてそこにおける国家の管轄権は、国籍の区別なくすべての人を対象とするという意味において、人的に範囲を限定されない管轄権である。と同時に、すべての事項について、立法的、司法的及び執行的管轄権を含むという意味で、事項的にも範囲を限定されない管轄権である。領域における国家の管轄権は、このように排他的で、人的にも事項的にも限定されないが、しかしそれは領域内に限られるという意味において、地的な (*territorial*) 限定を受ける管轄権で

ある。こうして領域管轄権は、人的にも事項的にも制限されず、ただ地的にのみ限定される管轄権である⁽²⁾。

国家の管轄権は、基本的には領域管轄権として存在するが、しかし国家は領域外においてなんら管轄権を有しないわけではなく、「領域外管轄権の現象は、国際法において周知の事実である⁽³⁾」。しかし領域外管轄権は、原則として人的に限定される管轄権であり、また事項的な限定も問題となる。

二 領域外管轄権の人的限定

1 一般的考察

領域外管轄権は、原則として、人的に限定される管轄権であり、従って、それはしばしば人的管轄権(*compétence personnelle*)と等置される。人的管轄権を、国家が自国の国籍を持つものとの関係において有する管轄権と解すれば、当然、自国領域内の国民も対象となるわけだが、領域内においては国家は領域管轄権を有し、人的に限定されない領域管轄権は、当然に国民を——国民だけではないが——対象とするから、領域内の国民に対する国家の人的管轄権は、領域管轄権に包含されるとみる

ことができる。従って人的管轄権が、それ自身として現われるのは、領域外においてであるといえる⁽⁵⁾。こうして、国家の領域外管轄権は人的管轄権として領域外の国民を対象とする。

領域外管轄権の対象である領域外の国民として主として問題となるのは、外国領域内にいる国民であるが、外国の領域管轄権が行われる外国領域内の国民に対してさえ、国家は人的管轄権として管轄権を有するとすれば、当然に、公海上の外国船舶内にいる国民に対しても、この意味における管轄権を有するわけであり、公海上の自国船内の国民に対してはいうまでもない。国家は、その国民に対しそれが領域外のどこにいるかを問わず、管轄権を有する。

国家は自国の国民に対してだけでなく、自国の国籍を持つ船舶に対しても管轄権を有し、これも一般に国家の人的管轄権として説明される⁽⁷⁾。自国領域内の自国船に対しても、もちろん国家はこの意味での人的管轄権を有するが、自国領域内の自国民と同様これも領域管轄権に含まれるから、問題になるのは領域外にある自国船に対してである。国家は領域外にある自国船に対しても管轄権

を有する。自国船内には自国民だけでなく外国人がいる場合もある。国家が領域外の自国船に対し管轄権を有するということは、その船舶内の自国民に対してもまた外国人に対しても管轄権を有することを意味する。領域外の国民に対しては、自国船内にいるいなかかわらず、国家はその個人の国籍を通して人的管轄権を有するから、領域外の自国船に対して国家が管轄権を有するということは、自国船内の外国人に対しても、国家はその船舶の国籍を通して管轄権を有するということに意味がある。

領域外管轄権の対象である領域外の自国船については、普通公海にある自国船が問題となるが、自国民に対する国家の人的管轄権が外国領域内の自国民をも対象とするものであるとすれば、船舶に対する旗国の人的管轄権も、外国領域内にある自国船をも対象とするというべきであろう。そして船舶の国籍を通して旗国の管轄権は、国籍のいかんを問わず船内のすべての人に及ぶ以上、その船舶がたとえ外国領域内にあるとしても、旗国の管轄権は船内の自国民のみならず外国人に対しても及んでいるとみるべきであろう。こうして国家は、領域外のどこにい

るかを問わず、自国船に対し、従って船内のすべての人に対し、管轄権を有する。

領域外管轄権は原則として人的管轄権であり、その限りにおいて、領域外の外国人及び外国船に対しては、国家は管轄権を有しない。ただ領域外の船舶に対して、その国籍を通して旗国の管轄権が及ぶ結果、自国船内の外国人に対しては国家は管轄権を有する。この場合を除いて、国家は領域外の外国人に対して管轄権を有しないといえる。しかし多く国家は、国内法としての国際刑法の原則の一つとして、ある程度、保護主義をも採用し、領域外で行われた一定の犯罪について、その行為者が外国人である場合にも、自国の刑法を適用することを定めている。⁽⁹⁾そして国際法も、一定の場合に限り、領域外の外国人に対する国家の領域外管轄権を例外として承認しているように思われる。

領域外の外国人としては、外国領域内の外国人と公海上の外国人があり、後者は自国船内の外国人と外国船内の外国人に分けられるが、自国船内の外国人に対しては、船舶に対する旗国の管轄権の結果、管轄権を有するから、問題となるのは、公海上の外国船内の外国人及び特に外

国領域内の外国人である。国家は一定の場合に、領域外のこれらの外国人に対し管轄権を有する。領域外管轄権は人的管轄権を原則とするものであり、領域外の外国人に対する管轄権は、従ってその例外とみるべきである⁽¹¹⁾。

同様に、人的管轄権としての領域外管轄権の例外として、国家は特定の場合に、公海上の外国船に対して管轄権を認められる場合がある⁽¹²⁾。

2 領域外の国民に対する管轄権

常設国際司法裁判所は、ロチュース号事件の判決のなかで次のように述べている。「領域外の人、財産及び行為に対し、国家がその法律及び裁判管轄権 (jurisdiction) をひろげることが国際法は一般的に禁止しているところか、この点については広い自由を国家に与えており、この自由は若干の場合に禁止規則によって制限されるにすぎず、それ以外の場合には、各国家は自国が最善かつ最適と判断する原則を採用する自由を保持している⁽¹³⁾」。

領域外管轄権に関する原則の採用について、裁判所はかなり広い自由を国家に認めているようにも思われるが、

この点についてもっとも疑問のない原則は、国籍を基礎にする人的管轄権の原則であろう。領域外の国民に対して国家が管轄権を有することについては異論はない。例えばレッドロップは次のように述べている。「国家の支配は、一方において、原則としてかつ完全な強さをもって、世界の一部分に対して設定される。また他方において、国家の支配は忠誠のきずなで国家に結びつけられている人達に対して、一定の範囲で、かれらに遠くから放射線を浴びせつつ、国境の外にかれらのあとを追うように打ち立てられる⁽¹⁴⁾」。「国民に対する権力は、領域内においてその真の展開をみせるのだが、また国境外にもその部分的な放射を持つ。周辺外区域にまでその振動を伝え、外地にある国民にまでとどく波動がある。人は追及権 (droit de suite) について語ることができる。……かくして国家の命令は外国の土地にある国民に達する。国家はその国民が居住の事実に基づけられていないとしても、服従の関係で結びつけられている限り、その法律に服することを要求する⁽¹⁵⁾」。

国家が領域外にある国民に対して持つ権利について、デルベーズは具体的に次のように例示している。「国家

は、危機に面している祖国に対するすべての市民の第一の義務として武器をとって戦争に参加することを、外国にある国民に対して要求する権利がある。召還権 (C. 5 avocardi) すなわち戦争の場合に国家が自国の市民を動員する権利は、普遍的慣行であって、争いのないことである。国家はまた外国にある国民が、いかなる条件で兵役の義務を果すかをかれ自身で自由にきめる。次に国家は外国にある国民に負わせるべき租税負担について——二重課税を避けるために必要な規定を設けることはあっても——かれ自身で決定する権利がある。国家は立法に關する独立性に基づいて、その国民が外国において結婚または外国において行なう法律行為が、かれの目からみていかなる条件において有効であるかを宣言することができ、国家はまたその国民が外国において罪を犯したとき、いかなる犯罪に対して国民を罰するかを決定することができる。⁽¹⁵⁾ とくに兵役の義務と刑法の適用については多くの人が指摘している。例えばブルカンは、国家はその国民に対し選挙権や兵役の義務を規定する政治的法律を国境の外へひろげることができることは疑いないといひ、また刑法が国民による外国での犯罪に適用

されうるといふことについては全員一致の承認があると述べている。⁽¹⁶⁾

以上は外国領域内にある国民についていわれているが、このことは公海上にある国民を含めて、およそ領域外の国民一般についていえることである。

3 領域外の自国船に対する管轄権

国家の領域外管轄権は人的管轄権として領域外の自国船に及ぶ。その結果、船舶内にあるすべての人は、国籍のいかんを問わず、旗国の法に服する。それはあたかも領域内のすべての人が、国籍のいかんを問わず、領域国の法に服するのと同様である。このことは、普通公海上の自国船についていわれるが、自国船が外国領域内にあつても同様であろう。ただ公海上にある場合は、自国船内の少くとも自国民は本国の法にのみ服する状態にあるが、外国領域内に入った場合は、その国の領域管轄権との關係で、そのような専屬的な状態ではなくなるというだけであつて、依然として船舶と旗国との間の、国籍を通過してのきずながたちきられるわけではないことは、領域外の自国民に対する管轄権を人的管轄としてみる以上、

外国領域内の自国民の場合と同様であろう。国家は自国民船に対し、従って船内のすべての人に対し、その船舶がどこにいるかを問わず、自国の法令に従うことを要求することができる。しかしその法令に反する行為が行われた場合、外国領域内にある自国民船、従って船内の人に対しては、法令に従うことを強制することはできない。これに対し、公海上にある自国民船、従って船内の人に対しては、強制的な手段を用いることができる。従って、外国領域内にある自国民船に対する国家の管轄権と公海上にある自国民船に対する国家の管轄権との間には、後にみるように、事項的な観点からみて相違がある。

4 領域外の外国人に対する管轄権

ブルカンは、実定法上、国家の法律がいかなる範囲で領域外放射を認められるかについて、政治的、刑事的、民事的な法律について考察している。そして刑法に關して、それが自国民による国外犯に適用されることは一般に認められるところであるが、外国人によって外国で犯された行為に対しては、原則として刑法は適用されない。しかしながら多くの国が、多少ともこの原則に抵触して

おり、特に国家の安全及び公的信用に対する犯罪については、それが外国において外国人によって犯された場合にも、刑法を適用し、刑法の領域外管轄を認めている、と述べている。⁽¹⁷⁾

リュイリエは、諸国の国内法は、普通、外国において犯された罪の処罰に關する規定を持っており、それが外国にある自国民に向けられる場合は、国家の人的管轄権の単なる現われるとみることができ、⁽¹⁸⁾「外国人によって外国で行われた犯罪の処罰は、国家の対内管轄権のノーマルな限界を明らかに越える。何故ならそのような処罰は、場所的な考慮によっても人的な考慮によっても正当化されないからである。従ってかかる処罰の合法性は、それが国際法の一定の規則のなかにその正当性を見出す場合以外には、認めることは困難なように思われる。特別の場合にそのような規則の存在を認めるべきである。すなわちフランス刑事訴訟法七条が規定しているような外国人によって外国で行われる国家の安全または信用を害する犯罪の処罰の場合である。フランス刑事訴訟法七条と同様な規定は、事実、文明国の大部分の刑法のなかに見出される。かくしてそれは国際司法裁判所規程三八

条の意味での《法的一般原則》の現れとみなさるべきである¹⁸⁾と述べている。

このように国家の安全または信用を害する罪を犯した者については、それが領域外にある外国人であっても、国家は管轄権を有することが認められるようである。しかしそれ以外の犯罪については疑問がある。リュイリエは右の引用につづいて、若干の国の国内法には右以外の犯罪についても領域外管轄権を拡げており、犯罪の犠牲者が自国民である場合に外国人犯罪者に対し訴追の可能性を認めているが、「かかる制度の合法性は国際法的に非常に疑わしい」と述べている。

領域外で行われた犯罪で、加害者が外国人で被害者が自国民の場合、その外国人に被害者の国は国内法を適用できるか。ロチュニス号事件の常設国際司法裁判所の判決は、一見この問題についての先例であるかのようにも思える。

公海においてフランス船（ロチュニス号）とトルコ船が衝突し、トルコ船は沈没しトルコ人八名が死亡した。コンスタンチノーブル港に入ったロチュニス号が同港に滞在中、トルコはトルコ刑法六条——領域外でのトルコ

またはトルコ国民に対する外国人による犯罪は、トルコにおいて逮捕されることを条件に、トルコ法に従って処罰される旨を規定している——に則って、衝突当時のロチュニス号の当直員を過失致死のかどで起訴し有罪の判決を下した。

フランス政府はこれに抗議し、紛争は常設国際司法裁判所に付託され、裁判所は一九二七年九月七日の判決で、フランス船員に対するトルコの訴追の合法性を認めた。

しかしこの判決は、トルコ刑法六条が国際法の規則に一致していること、すなわち国際法が、被害者の国籍を唯一の理由として領域外で行われた犯罪を訴追することを、国家に許容しているということを認めた結果なされたのではなく、本件においてはそのような問題について決定を下すことは裁判所にとって必要ではないとし、国際法のいかなる規則も犯罪の結果がトルコ領土と同一視されるトルコ船上において生じたという事実を考慮することを、禁止していないということの結果として、トルコ刑法六条が国際法的に合法であるか否かにかかわらず、トルコの訴追は正当なものともみなされるとしている。すなわち裁判所は船舶領土説を前提として、トルコの訴追

はいわゆる属地主義の観点からも正当化されうるものとして⁽²⁰⁾している。

従って、ロチュース号事件の判気は、被害者が自国民であることを理由として領域外における外国人の犯罪に對し国家が管轄権を有することを国際法が承認しているかどうかの問題についての先例とはいえない⁽²¹⁾。

国家の領域外管轄権は人的管轄権を原則とするから、国家は領域外の外国人に対しては、領域外の自国船内の外国人を除いては、原則として管轄権を有しない。しかし国際法は、少なくとも国家の安全または信用を害する犯罪に関しては、たとえその行為者が領域外の外国人であつても、国家に管轄権を認めているということができよう。そのような管轄権の対象となる犯罪の行為者である外国人が、領域外のどこにいるかを問わない。

5 領域外の外国船に対する管轄権

領域外の外国人に対すると同様、領域外の外国船に對しても、国家は原則として管轄権を有しない。しかし「条約上の権限に基づく干渉行為」は別にして、慣習国際法上、公海における旗国の排他的管轄権の原則に對し、

若干の例外が認められてきた。一九五八年の公海条約二
二条は、そのような場合について成文化し、「その船舶
が海賊行為を行っていること」、「その船舶が奴隷取引に
従事していること」及び「その船舶が外国の旗を掲げて
いるか又はその船舶の旗を示すことを拒否したが、実際
にはその軍艦と同一の国籍を有すること」を疑うに足り
る十分な根拠のある場合には、いずれの国の軍艦も、疑
いのある船舶を、その国籍のいかんを問わず、公海にお
いて臨検することができる旨規定した⁽²²⁾。海賊船舶の場合
には、単に臨検しうるだけでなく、拿捕し、拿捕国にお
いて処罰することができる(公海条約一九条)。また繼
続追跡の場合も、公海における管轄権の行使が認められ
る(公海条約二三条)。このように国際法の定める一定
の場合、国家は公海上の外国船舶に對しても管轄権を認
められる場合がある⁽²³⁾。

三 領域外管轄権の事項的限定

1 「事項的」の意味

国家の領域外管轄権は人的な限定を受ける管轄権であり、従ってその対象は自国の国籍を持つ国民であり船舶

である。自国船に対し管轄権を有することから、船内の外国人にも管轄権は及び、また人的管轄権に対する例外として、特定の場合に領域外の外国人及び外国船も管轄権の対象となる。

このように領域外管轄権は第一に人的な制限に服するが、また事項的な限定も問題となる。国家の領域管轄権は原則として人的にも事項的にも限定されない管轄権である。それに対し、領域外管轄権は人的に限定される管轄権であり、従って原則として自国民及び自国船のみを対象とする。それでは人的管轄権としての領域外管轄権は、領域外の自国民及び自国船に対して、国家が領域において自国民や自国船に対して持つと同様の、事項的に限定されない管轄権を有するか、それとも事項的に限定された管轄権しか有しないか。

事項的という場合、二通りの意味があるように思われる。一つは国家の管轄権を構成する事項の意味であり、管轄権を構成する事項の内在的な性質の違いにより、国家の管轄権を立法的管轄権、司法的管轄権及び執行的管轄権に分ける⁽²⁾。この意味において事項的に限定されない管轄権を有するということは、この三者を含むというこ

とである。第二は管轄権の対象となる具体的な事項という意味であり、従って立法的管轄権、司法的管轄権及び執行的管轄権のそれぞれの、または共通の対象となる事項が問題となる。この意味において事項的に限定されない管轄権を有するということは、管轄権の対象となる具体的な事項が、列挙的に限定されることはないことを意味する⁽³⁾。

2 第一の意味の事項的限定

人的管轄権としての領域外管轄権は、まず第一の意味における事項的限定に関して問題となる。領域外管轄権の人的限定のところ述べたように、国家は領域外にある自国民及び自国船、従って船内のすべての人に対し、自国の法令に従うことを要求することができる、また例外的に一定の場合に外国人及び外国船に対し、自国の法令を適用することを主張することができる。このことはまず領域外管轄権が立法的管轄権として存在していることを意味する。国家は領域外にある自国民、自国船、例外的な一定の場合、外国人、外国船に対して法令を制定することができる、その法令に従うことを要求することができる

きる。「人的管轄権の本質的効果は、外国にある国民に對して、国家が法律を制定しようというところにある」⁽²⁶⁾。この立法的管轄権を前提として、領域外管轄権は、原則として、司法的管轄権を含んでみるとみることができよう。

問題は執行的管轄権についてである。立法的管轄権及び司法的管轄権に関しては、領域外にある国民が、外国領域内にいる場合と公海上にいる場合とを特に區別する必要はない。外国領域内の国民に對してさえ、国家は立法的管轄権及び司法的管轄権を有するとすれば、公海上の国民及び自国船に對してはいくまでもないことである。

しかし執行的管轄権を問題とする場合には、領域外について、外国領域と公海とを區別する必要がある。外国領域はいくまでもなく領域外管轄権を有する空間である。それに対し、公海はいかなる国家の領域管轄権も存在しない。国家の領域外管轄権は、外国領域においては外国の領域管轄権と抵触し、公海においてはいかなる国の領域管轄権とも抵触しない。

国家の領域管轄権は事項的に限定されない管轄権であり、国家は領域内のすべての人に對し、立法的管轄権及

び司法的管轄権を有すると同時に、それらの存在を前提として、排他的に執行的管轄権を有する。国家は外国領域における自国民、例外的へ一定の場合に外国人、に對し、立法的及び司法的管轄権を有するとしても、それらを外国領域において執行することは認められない。従って、外国領域にある自国民、例外的に一定の場合外国人、に對する国家の領域外管轄権は、執行的管轄権を含まず、⁽²⁷⁾事項的に立法的管轄権及び司法的管轄権に限定された管轄権である。

従って、国家は外国にある自国民に對し、自国の法令に服従することを要求することができるが、「国家は外国にある国民に對し、かれが要求するところの服従を實行させるために、強制を用いることができないのは当然である」⁽²⁸⁾。しかし外国領域内にある自国民に對する立法的管轄権及び司法的管轄権に関連する自国領域内における執行的管轄権の行使を否定すべきなものもない。「国家には一つの可能性が残されている。それは祖国にある利益を通してかれに制裁を加えることである。国家はかれの財産を通してかれを追及することができるだろう。国家はかれから私権または公権を、また国籍さえも

奪うことができるだろう。国家はかれの帰国後に科されるであろう刑罰を言渡すことができるだろう。それが国境外にある国民に自らを刻みつけようとする権威をまさに支えているところの具体的な執行手段である⁽²⁸⁾。しかしこのような手段ももちろん自国領域内においてとりうるにすぎない。「法律の履行を確実ならしめるために必要な強制の物理的的行為は、その国の領域において行われうるにすぎない⁽²⁹⁾」。

外国領域内の自国民に対する国家の領域外管轄権は立法的及び司法的管轄権に限定されるのに対し、公海上の自国船、従って船内のすべての人、に対する旗国の領域外管轄権は、いかなる国家の領域管轄権とも衝突しないので、立法的及び司法的管轄権とともに執行的管轄権を含むことができ、従って事後的に限定されない管轄権であるということができ、なお公海上の船舶の国籍を通して旗国が持つ管轄権（その意味で人的管轄権）は、このように事後的に限定されない管轄権であると同時に、船内の人に関しては、人的にも限定されない管轄権である。公海上の船舶に関する旗国の領域外管轄権は、国家の領域管轄権と共通する一面を持っている。

3 領域外管轄権と領域管轄権の抵触

国家は人的管轄権として外国にある自国民に対して管轄権を有し、例外的に特定の場合、外国にある外国人に対して管轄権を持つ。この管轄権は、事後的に立法的及び司法的管轄権に限定されるものであるが、外国が領域管轄権を有する外国領域内にある人を対象としている。従って、そこに外国が領域管轄権を有する空間への領域外管轄権の浸透の現象がみられ、一国の領域管轄権と他の領域外管轄権の抵触の問題が生ずる。この点についてレッドロップは次のように述べている。「このような現象は、国家にとっていわば知覚不能なものである。従ってこのような現象は浸透を受ける国家のインペリウムを真に害するわけではなく、このような現象とインペリウムとの矛盾はむしろ理論的なものである。またこの現象はよく目に見えるというものではないだけに、それを禁止することも難かしい。従って一般に寛容の態度がとられている⁽³⁰⁾」。この管轄権の抵触の現象は外国領域内にある人に関して起こるとともに、公海上の船舶の国籍を通して旗国が有する管轄権と船舶内の人の国籍を通して

本国が有する人的管轄権との間にも生ずる。

4 第二の意味の事項的限定

領域外管轄権を事項的にみる場合の第二の意味、すなわち管轄権の対象となる事項についてはどうか。まず外国にある自国民に対する国家の立法的管轄権及びそれを前提とした司法的管轄権の対象については、事物の性質上一定の限界はあるとしても、国際法は特に事項的な限定を課していないように思われる。先に引用したデルベーズのあげる諸事項もその具体的な例示にすぎず、それらに限定されるわけではないであろう。領域外の国民に対する国家の領域外管轄権、とりわけ立法的管轄権の事項的範囲については、一般的にいつて国家の自由な判断に委ねられているということができらう。この自由はもちろん無制限なものではなく、少くとも国家の領域管轄権の相互尊重を要求する国際法の基本原則に反しない限りにおいて認められるものであろう。国家は、国際法によって領域外管轄権として、自国民に対し一般的な立法的管轄権を与えられているとしても、実際にはこの領域外管轄権と外国の領域管轄権との抵触の問題がそう

しばしば発生するわけではないのは、二種の管轄権の抵触が「理論的」なものにすぎないということのほか、実際に国家が必ずしも多くの事項について立法的管轄権を主張しているわけではないことを示しているともみることできよう。

これに対し、外国にある外国人に対する領域外管轄権は、第二の意味における事項的な限定をも受けるものであるといわなければならない。何故なら国家の領域外管轄権は国籍を基礎にする人的管轄権を原則とするものであり、領域外管轄権を外国人にまで及ぼすことはあくまでも例外的なこととみなければならぬからである。従って、国際法の認める一定の事項に限って、国家は外国にある外国人に対して、立法的管轄権及び司法的管轄権を有するといわなければならない。しかし国際法の定めるこの事項的限定は必ずしも明確であるとはいいがたい。ただ先にみたように、従来の一般的な慣行からして、少なくとも国家の安全及び信用を害する行為に関しては、国際法の認める事項のなかに含まれるであろう。いわゆる国際刑法の原則の一つとしての保護主義のうち、国家保護主義は国際法の認めるところであるとしても、国民保

護主義⁽³¹⁾が国際法に一致するか否かについては疑わしい。少なくとも明確ではない。領域外管轄権と外国の領域管轄権との抵触に関する問題は、例外的限定的にしか認められない領域外の外国人に対する立法的管轄権及び司法的管轄権の事項的範囲を、国家が一方的に拡大しようとするときききおこされる。

公海上の自国船に対する国家の管轄権は、執行的管轄権をも含むものであるが、国際法はその対象となる事項について特に限定を設けているとは思われない。国家は公海上の自国船に対し、従って船内のすべての人を対象として、外国領域内の自国民に対すると同様、第二の意味において事項的に限定されない一般的な立法的管轄権及び司法的管轄権を有するとともに、外国領域内の自国民に対する場合とは異なり、執行的管轄権をも有し、これも国際法によって事項的に(第二の意味)特に限定されているとは思われない。いかなる範囲の事項を対象とするかは国家の自由に属するとみるべきであろう。

これに対し、例外的に公海上の外国船に対して有する国家の領域外管轄権は、公海上の自国船へ対する場合と同様、執行的管轄権を含むものであるが、管轄権の対象

となる事項については特定の事項に限られる点、外国にある外国人に対する場合と同様である。国家は海賊行為その他国際法の定める一定の事項にかかわる外国船に対してのみ管轄権を有する。

四 要約

以上要約すると次のようになるだろう。国際法上、国家の有する管轄権は、原則として、領域管轄権であり、例外として、領域外管轄権が認められる。領域外管轄権は、原則として、国籍を基礎にする人的管轄権であり、従って外国領域の自国民及び公海上の自国船——結果として船内の自国民及び外国人——を対象とするが、例外的に外国領域の外国人及び公海上の外国船をも対象とする。外国領域の自国民及び例外的に外国人に対する領域外管轄権は、立法的及び司法的管轄権に限定され(第一の意味の事項的限定)、公海上の自国船及び例外的に外国船に対する領域外管轄権は、立法的、司法的及び執行的管轄権をも含む。外国領域の自国民に対する立法的及び司法的管轄権は、対象とする事項を特に限定されないが、外国領域の外国人に対する立法的及び司法的管

轄権は、一定の事項にのみ限定される(第二の意味の事項的限定)。また公海上の自国船に対する立法的、司法的及び執行の管轄権は、対象とする事項を特に限定されないが、公海上の外国船に対する立法的、司法的及び執行の管轄権は、特定の事項にのみ限定される。なお外国領域の自国民に対する立法的及び司法的管轄権と公海上の自国船に対する立法的、司法的及び執行の管轄権の対象とする事項の範囲の決定は、原則として、国家の自由である。⁽³²⁾

(1) ルソーはトリール、マンチロッタ、ケルゼン、ブルカン、セル、バドスマンなどを引用し、国際法の本質的機能が国家の管轄権の規制にあることを強調している。Ch. Rousseau, L'aménagement des compétences en droit international, Revue Générale de Droit International Public, 1930, pp. 420—421. Ch. Rousseau, Droit international public, Tome III Les compétences, 1977, p. 1.

ソレンセンは、近時強調されるようになった「平和的共存」という言葉は、「この意味において、法的な観点からみれば、古くからのそして永久的な現実に一一致すると述べている。M. Sorensen, Principes de droit international public, Recueil des Cours, 1960 III, T. 101, p. 145.

(2) 排他的経済水域における沿岸国の管轄権も地的な限定

を受ける管轄権である。経済的事項にのみ限定される点において領海における管轄権と異なるが、限定された事項に関する限り、立法的、司法的及び執行の管轄権をともに含む、またその限りにおいて人的な限定を受けない点において領海における管轄権と同じである。そのような管轄権も領域管轄権としてとらえ、従ってその意味において、排他的経済水域も大陸棚も領域としてとらえる考え方もあるが(バステッド、リュジエ、マナン)、本稿では問題の単純化のために「完全な領域管轄権」すなわち領域主権の場合のみを問題とし、「限定された領域管轄権」にかかわる問題は省略する。

(3) Sorensen, op. cit., p. 199.

(4) 人的管轄権は、普通は「国民に対する管轄権」として用いられる。例えば「国際法用語辞典」の定義及び引用。Dictionnaire de la terminologie du droit international, 1960, pp. 135—136. また「一般に人に対する国家の管轄権として用いられる。L. Delbez, Les principes généraux du droit international public, 3^e éd., 1964, p. 190, p. 194.

(5) 例えば「国際法用語辞典」の人的管轄権の定義は、それが外国にある国民を対象とするものであるとしている。なす Sovereignty personnelle の項参照。

(6) ある国の領域外という場合、外国領域、公海のほかに無主地、宇宙空間などを問題にすべきであり、また領域外管

轄権の客体として航空機も問題にすべきであるが、公海や船舶との類似性のゆえに、問題の単純化のために省略した。

- (7) 一九五八年の漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約一四条は、この条約において、「国民」とは船舶であり、その乗組員の国籍を問わないと規定している。つまり船舶を国民と規定する。公海における国家の領域外管轄権と人の結びつきは、人の国籍ではなく、人の輸送手段の国籍である。従って、一般に船舶の国籍を通して国家の持つ管轄権は人的管轄権として説明されるが、この管轄権とその客体との結びつきは厳密にいうと人的性格のものではない。このことについては Soransen, op. cit., pp. 203—204. 船舶の国籍に対する批判については R. Pinto, Les pavillons de complaisance, Journal du Droit International, 1960, N° 2, p. 351.

- (8) もっとも、後でみるように、公海上の自国船に対して国家が持つ管轄権と外国領域内の自国船に対して国家が持つ管轄権とは、事項的観点からみて同じではない。すなわち公海上の自国船に対しては、国家は執行の管轄権をも含む管轄権を有するが、外国領域内の自国船に対する管轄権はそれを含まない。

- (9) 森下忠「国際刑法」日本刑法学会編 刑法講座Ⅰ 八四—八六頁。

- (10) 日本の刑法二条も、「何人ヲ問ハス日本国外ニ於テ」、同条二号から七号にあげる諸条に記載される罪を犯したも

のに、刑法が適用される旨を規定している。

- (11) 領域外の外国人や公海上の外国船に対する管轄権は、領域管轄権はいうまでもなく人的管轄権をもってしても説明しえない。そこで「公役務に関する管轄権」をもって説明しようとする考え方があつた。皆川・内田編「講義国際法」(青林書院新社)一九八二年 一一〇ページ。

- (12) 皆川洗編著「国際法判例要録」昭和三七年 八九ページ。

- (13) R. Redlob, Traité de droit des gens, 1950, p. 141.

- (14) R. Redlob, op. cit., p. 188.

- (15) L. Delbez, op. cit., p. 194.

- (16) M. Bourquin, Règles générales du droit de la paix, Recueil des Cours, 1931, T. 35, p. 125.

- (17) M. Bourquin, op. cit., pp. 125—126.

- (18) J. L'Huilier, Éléments de droit international public, 1950, pp. 293—294.

- (19) J. L'Huilier, op. cit., p. 294.

- (20) 裁判所は船舶領土説を前提とし、かついわゆる客観的属地主義を採用している。

- (21) しかし公海における衝突事件において、旗国以外の国の刑事管轄権を認めた先例といえる。ただし船舶衝突の刑事管轄権に関する一九五二年のブリュッセル条約及び一九五八年の公海条約は、ロチューリス号事件の常設国際司法裁判所の判決の考え方をしりぞけ、衝突についての責任者の

いる船舶の旗国ないし責任者の本国にのみ管轄権を認めて
いる。

- (22) 一九八二年の国連海洋法条約は、これらのほかに、外国船舶が公海において無許可放送に従事している場合と外国船舶が国籍を有しない場合の二つを追加している(一一〇条一項(c)(d))。

- (23) 桑原輝路 「公海における船舶の地位」 月刊法学教室(有斐閣) 一九八四年九月号 二三一—二九ページ。

- (24) これら三種の管轄権については、種々の理解があるが、ここではとりあえず次のように考える。立法的管轄権は、法令を制定してこれを一般的抽象的に適用する権能、司法的管轄権は、立法的管轄権を前提として、法令を具体的事案に対して適用する権能、執行的管轄権は、立法的管轄権及び司法管轄権を前提として、法令の執行のため物理的な強制措置を行う権能。

なおこれら三種の管轄権について、山本草二「国家管轄権の域外適用」ジュリスト 一九八三・一・一(七八—一九六—二〇二ページ。大野恒太郎「海上刑事管轄権」海洋法と海洋政策(外務省)七号 一—一四ページ。

- (25) 事項的の意味をこのように二つに分ける考え方について、M. Bourquin, op. cit., p. 113.

- (26) Ch. Rousseau, op. cit., 1977, p. 136.

- (27) 外国領域内の自国船、従って船内の人、及び公海上の

外国船内の自国人、例外的に外国人、に対する場合も同様である。

- (28) R. Redlob, op. cit., p. 188.

- (29) M. Bourquin, op. cit., p. 125, note 1.

- (30) R. Redlob, op. cit., p. 188.

- (31) 森下 前掲論文 八五ページ。

- (32) ブルカンも領域管轄権と領域外管轄権の分類を用いているが、ブルカンの場合、領域管轄権は「純粋な領域管轄権」と「領域外効果を持つ領域管轄権」に分けられる。前者は領域において行われ、かつ領域においてその効果を生ずる行為について行われ、後者は領域において行われるが、その効果が領域外に放射される行為について行われる。いずれもその行為は領域において行われるところから領域管轄権としてとらえられている。外国領域の自国民に対する国家の管轄権は、本稿では国家的立法的及び司法的管轄権としての領域外管轄権としてとらえたが、ブルカンによればそれは領域外効果を持つ領域管轄権である。ブルカンの場合、領域外管轄権は国家が領域外において行為を行いうる場合についてのみいわれる。公海上の自国船や海賊船などに対する国家の管轄権の場合である。Bourquin, op. cit., pp. 112—128. なお桑原輝路「国家の国際権限——ブルカンの場合——」広島法学 三巻一号 一—三—一三〇ページ。皆川・内田編 前掲書一〇八一—〇九ページ。

(一橋大学教授)